

贈与のはなし③

贈与のお話の最終回です。

贈与と言えば、やはり税金です。他の税金と比べて高いのが特徴です。何故かといえば、相続財産となるはずのものが、贈与税が安いと生前に財産をどんどん相続人に移してしまい、相続の時には殆ど課税される財産が無くなってしまふからです。

贈与税の代表的なものを解説します。

●暦年の贈与(基礎控除)

年間110万円までは非課税で財産を移せます。贈与を受ける人が納税者ですが、その人が年間総額110万円まで受ける贈与が上限です。もちろん、それ以上に贈与を受けることはできますが、納税の義務が発生します。ちなみに、父から子(20歳上)への贈与では、200万円が9万円、300万円が19万円、500万円では48.5万円です。お金でも不動産でもできますが、不動産の場合、面倒かつ移転費用がかかります。

●配偶者への居住用不動産等の贈与

婚姻期間20年以上、贈与財産が居住用不動産もしくはそれ取得するための金銭、贈与を受けた配偶者が翌年の3月15日までに居住する、贈与税の申告をするなどの条件が揃えば、贈与税の配偶者控除として2,000万円まで控除できます。更に暦年の贈与110万円も控除できますので、2,110万円まで税金なしで贈与できます。生前に配偶者へ出来る大きなプレゼントになりますし、相続財産を減らす効果もあります。

また、この特例を使い、夫婦共有にした自宅を将来売却する場合に、夫婦それぞれが譲渡所得3,000万円控除の特例が使えるお得です。



相続の事前相談・問題整理・手続き代行

株式会社 **伸 寛** (しんかん)

所 在： 海老名市柏ヶ谷1043番

代 表： 萩 原 和 雄

電 話： 046-292-7550

FAX： 046-292-7560



相続の事前相談・問題整理・手続き代行

伸寛だより

●住宅取得等資金の贈与

父・祖父等から、20歳以上の子、孫へ住宅取得の資金を贈与した場合、一定の金額(最高3,000万円)まで非課税になります。110万円の暦年の贈与と合わせて使え、平成31年6月末迄の適用です。申告が必要ですが、これは、今すぐにでも使える特例です。

●相続時精算課税制度

この制度は、親、祖父から2,500万円迄の財産なら贈与税がかからず子、孫に財産を何回でも移転でき、親等に相続が発生した時に相続財産に含めて相続税として精算するものです(贈与する回数、金額、種類に制限はなし)。

要件としては、親等は60歳以上、子や孫は20歳以上であることですが、2,500万円を超えると、その時点で超えた部分に20%の贈与税が課せられます。しかし、その収めた贈与税も、相続税があれば精算され差し引かれます。

この制度が適用される例として、アパートの建物の贈与です。評価額は建物の固定資産税評価額×70%(借家権分)になりますので、一般のアパートであれば、2,500万円以内に入るかもしれません。子供にアパート建物を移転(それも無償で)することで、財産を減らす相続対策と、不動産所得が子供に移転しますので所得税対策にもなります。

◎贈与での注意点

贈与税は以上の様に各種特例が用意されていますが、贈与した財産は、特別受益として、相続時の遺産分割において持ち戻さなければなりません。これは相続人間の公平を図る目的ですが、税金にばかり気を配るのではなく、相続人が揉めることがないように注意が必要です。

早朝相続塾 開催中(無料)

●日時 毎月 第2土曜日 朝7時~8時

次回 3月14日(土) 次々回 4月11日(土)

●場所 伸寛事務所(相鉄線かしわ台駅 西口1分)

*参加ご希望の方は、事前にご連絡ください。